2025年度の苦情について

さくらさくみらいでは、社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様からの苦情に適切に対応する体制を整備しております。

統括苦情解決責任者、苦情解決責任者、苦情受付担当者、及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めております。

1．統括苦情解決責任者

株式会社さくらさくみらい　保育運営サポートグループ（TEL：03-6457-9539）

苦情解決責任者

当園の施設長

2．苦情受付担当者

当園の各クラス担任・職員

3．第三者委員

保育士養成校 講師、子ども・子育て支援事業会社監査役

4．苦情解決の方法

（1）苦情の受付

苦情は、面談・電話・書面等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（2）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情は、苦情解決責任者・統括苦情解決責任者に報告いたします。

申出人が希望する場合等は、第三者委員にも報告いたします。

（3）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア．第三者委員の立会いによる苦情内容の確認

イ．第三者委員による解決案の調整・助言

ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

5．行政受付窓口

板橋区役所　子ども家庭部　保育サービス課　民間保育第一係　TEL：03-3579-2492

6．公表

2025年度は、第三者委員会が開催された相談・苦情はありませんでした。